官報
発行　内閣府
（原稿作成　国立印刷局）

目次

〔政　令〕
○令和八年一月六日の地震による鳥取県境港市の区域に係る災害についての激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令（一五）　二
○令和二年五月十五日から七月三十一日までの間の豪雨による災害についての激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令の一部を改正する政令（一六）　二
○労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律等の一部を改正する法律の施行期日を定める政令（一七）　三

〔法規的告示〕
○きのこ（ぶなしめじ）中のオルニチンの定量―高速液体クロマトグラフ法の日本農林規格の一部を改正する件（**農林水産**二二六）　三
○製材の日本農林規格の一部を改正する件（**同**二二七）　三
○製材の格付の表示の様式及び表示の方法の一部を改正する件（**同**二二八）　三
○製材についての取扱業者の認証の技術的基準の一部を改正する件（**同**二二九）　三
○集成材の日本農林規格の一部を改正する件（**同**二三〇）　三
○集成材の格付の表示の様式及び表示の方法の一部を改正する件（**同**二三一）　三
○集成材についての検査方法の一部を改正する件（**同**二三二）　三
○集成材についての取扱業者の認証の技術的基準の一部を改正する件（**同**二三三）　三
○直交集成板の日本農林規格の一部を改正する件（**同**二三四）　三
○直交集成板の格付の表示の様式及び表示の方法の一部を改正する件（**同**二三五）　三
○直交集成板についての取扱業者の認証の技術的基準の一部を改正する件（**同**二三六）　四
○構造用パネルの日本農林規格の一部を改正する件（**同**二三七）　四
○構造用パネルの格付の表示の様式及び表示の方法の一部を改正する件（**同**二三八）　四
○構造用パネルについての検査方法の一部を改正する件（**同**二三九）　四
○構造用パネルについての取扱業者の認証の技術的基準の一部を改正する件（**同**二四〇）　四

〔その他告示〕
○天皇皇后両陛下は岩手県及び宮城県に行幸啓になる件（**宮内庁**三）　四
○天皇皇后両陛下は福島県に行幸啓になる件（**同**四）　四
○その電気通信事業の用に供する電気通信設備を適正に管理すべき電気通信事業者を告示する件の一部を改正する件（**総務**四五）　四
○防衛装備品及び技術の移転に関する日本国政府とバングラデシュ人民共和国政府との間の協定の署名及び効力発生に関する件（**外務**七二）　四
○保安林の指定を解除する件（**農林水産**二四一、二四二）　五
○砂防法第二条の土地を指定するとともに、直轄砂防工事を施行する件（**国土交通**三一三）　六
○都市計画に関する件（**関東地方整備局**四四～五〇）　六
○道路に関する件（**近畿地方整備局**八、九）　七
○都市計画に関する件（**九州地方整備局**一六）　七
○道路に関する件（**同**一七）　七
○都市計画に関する件（**沖縄総合事務局**三）　七

〔国会事項〕
官庁事項
牧野たかお（本名　牧野京夫）国務大臣（復興大臣）及びあかま二郎（本名　赤間二郎）国務大臣（国家公安委員会委員長）の名前の件（内閣官房）　七

〔皇室事項〕
基本測量関係事項公告（国土交通省）　七
日本国に帰化を許可する件
（法務省告示配三一）　七
原戸籍の一部が滅失した件（同三二）　八

〔官庁報告〕
諸事項
官庁
無縁墳墓等改葬、法人登記抹消関係　九
裁判所
相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、特別清算、再生、所有者不明関係　三
会社その他

本日公布された法令の「あらまし」は、次のページに掲載されています。

本号で公布された法令のあらまし

◇令和八年一月六日の地震による鳥取県境港市の区域に係る災害についての激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令（政令第十五号）（内閣府本府）

1　令和八年一月六日の地震による鳥取県境港市の区域に係る災害を激甚災害として指定する。（本則関係）

2　当該激甚災害に対し、次に掲げる措置を適用する。（本則関係）

⑴　農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置

⑵　農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例

⑶　小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等

3　この政令は、公布の日から施行する。（附則関係）

◇令和二年五月十五日から七月三十一日までの間の豪雨による災害についての激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令の一部を改正する政令（政令第十六号）（内閣府本府）

1　令和二年五月十五日から七月三十一日までの間の豪雨による激甚災害について、中小企業信用保険法による災害関係保証の特例の適用期間を令和九年二月二十八日まで延長する。（本則関係）

2　この政令は、公布の日から施行する。（附則関係）

◇労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律等の一部を改正する法律の施行期日を定める政令（政令第十七号）（厚生労働省）

労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律等の一部を改正する法律（令和七年法律第六十三号）の施行期日は、令和八年十月一日とする。

政　令

令和八年一月六日の地震による鳥取県境港市の区域に係る災害についての激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和八年二月二十六日

内閣総理大臣　高市　早苗

政令第十五号

令和八年一月六日の地震による鳥取県境港市の区域に係る災害についての激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令

内閣は、激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和三十七年法律第百五十号）第二条第一項及び第二項の規定に基づき、この政令を制定する。

次の表の上欄に掲げる災害を激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（以下「法」という。）第二条第一項の激甚災害として指定し、当該激甚災害に対し適用すべき措置を同表の下欄に掲げるとおり指定する。

激甚災害	適用すべき措置
令和八年一月六日の地震による災害で、鳥取県境港市の区域に係るもの	法第四十二条、第六条及び第二十四条第二項から第四項までに規定する措置

附　則

この政令は、公布の日から施行する。

内閣総理大臣　高市　早苗
総務大臣　林　芳正
財務大臣　片山さつき
農林水産大臣　鈴木　憲和

令和二年五月十五日から七月三十一日までの間の豪雨による災害についての激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和八年二月二十六日

内閣総理大臣　高市　早苗

政令第十六号

令和二年五月十五日から七月三十一日までの間の豪雨による災害についての激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令の一部を改正する政令

内閣は、激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和三十七年法律第百五十号）第十二条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

令和二年五月十五日から七月三十一日までの間の豪雨による災害についての激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令（令和二年政令第二百五十号）の一部を次のように改正する。

第二条中「令和八年二月二十八日」を「令和九年二月二十八日」に改める。

附　則

この政令は、公布の日から施行する。

内閣総理大臣　高市　早苗
財務大臣　片山さつき
経済産業大臣　赤澤　亮正

労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律等の一部を改正する法律の施行期日を定める政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和八年二月二十六日

内閣総理大臣　高市　早苗

政令第十七号

労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律等の一部を改正する法律の施行期日を定める政令

内閣は、労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律等の一部を改正する法律（令和七年法律第六十三号）附則第一条の規定に基づき、この政令を制定する。

労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律等の一部を改正する法律の施行期日は、令和八年十月一日とする。

内閣総理大臣　高市　早苗
総務大臣　林　芳正
厚生労働大臣　上野賢一郎
国土交通大臣　金子　恭之

法規的告示

○農林水産省告示第二百二十六号

日本農林規格等に関する法律（昭和二十五年法律第百七十五号）第五条において準用する同法第三条第一項の規定に基づき、きのこ（ぶなしめじ）中のオルニチンの定量―高速液体クロマトグラフ法の日本農林規格（令和三年農林水産省告示第四百四十五号）（ＪＡＳ　〇〇一六）の一部を次のように改正し、同法第七条第一項の規定に基づき、公示し、令和八年三月二十八日から施行する。

令和八年二月二十六日

農林水産大臣　鈴木　憲和

（「次のよう」は、省略し、その関係書類を農林水産省のホームページに掲載する。）

○農林水産省告示第二百二十七号

日本農林規格等に関する法律（昭和二十五年法律第百七十五号）第五条において準用する同法第三条第一項の規定に基づき、製材の日本農林規格（令和七年農林水産省告示第百九十五号）（ＪＡＳ　一〇八三）の一部を次のように改正し、同法第七条第一項の規定に基づき、公示し、令和八年五月二十九日から施行する。

令和八年二月二十六日

農林水産大臣　鈴木　憲和

（「次のよう」は、省略し、その関係書類を農林水産省のホームページに掲載する。）

○農林水産省告示第二百二十八号

日本農林規格等に関する法律施行規則（令和四年財務省・農林水産省令第三号）第十七条の規定に基づき、製材（枠組壁工法構造用製材を除く。）の格付の表示の様式及び表示の方法（平成十九年農林水産省告示第千四百六十五号）の一部を次のように改正し、令和八年五月二十九日から施行する。

令和八年二月二十六日

農林水産大臣　鈴木　憲和

（「次のよう」は、省略し、その関係書類を農林水産省のホームページに掲載する。）

○農林水産省告示第二百二十九号

日本農林規格等に関する法律施行規則（令和四年財務省・農林水産省令第三号）第二十五条（同令第五十九条において準用する場合を含む。）の規定に基づき、製材についての取扱業者の認証の技術的基準（平成十三年農林水産省告示第千百三十七号）の一部を次のように改正し、令和八年五月二十九日から施行する。

令和八年二月二十六日

農林水産大臣　鈴木　憲和

（「次のよう」は、省略し、その関係書類を農林水産省のホームページに掲載する。）

○農林水産省告示第二百三十号

日本農林規格等に関する法律（昭和二十五年法律第百七十五号）第五条において準用する同法第三条第一項の規定に基づき、集成材の日本農林規格（平成十九年農林水産省告示第千百五十二号）（ＪＡＳ　一一五二）の一部を次のように改正し、同法第七条第一項の規定に基づき、公示し、令和八年五月二十九日から施行する。

令和八年二月二十六日

農林水産大臣　鈴木　憲和

（「次のよう」は、省略し、その関係書類を農林水産省のホームページに掲載する。）

○農林水産省告示第二百三十一号

日本農林規格等に関する法律施行規則（令和四年財務省・農林水産省令第三号）第十七条の規定に基づき、集成材の格付の表示の様式及び表示の方法（平成八年農林水産省告示第百九十六号）の一部を次のように改正し、令和八年五月二十九日から施行する。

令和八年二月二十六日

農林水産大臣　鈴木　憲和

（「次のよう」は、省略し、その関係書類を農林水産省のホームページに掲載する。）

○農林水産省告示第二百三十二号

日本農林規格等に関する法律施行規則（令和四年財務省・農林水産省令第三号）第二十二条（同令第六十条において準用する場合を含む。）の規定に基づき、集成材についての検査方法（平成十九年農林水産省告示第千四百八十二号）の一部を次のように改正し、令和八年五月二十九日から施行する。

令和八年二月二十六日

農林水産大臣　鈴木　憲和

（「次のよう」は、省略し、その関係書類を農林水産省のホームページに掲載する。）

○農林水産省告示第二百三十三号

日本農林規格等に関する法律施行規則（令和四年財務省・農林水産省令第三号）第二十五条（同令第五十九条において準用する場合を含む。）の規定に基づき、集成材についての取扱業者の認証の技術的基準（平成十二年農林水産省告示第八百十三号）の一部を次のように改正し、令和八年五月二十九日から施行する。

令和八年二月二十六日

農林水産大臣　鈴木　憲和

（「次のよう」は、省略し、その関係書類を農林水産省のホームページに掲載する。）

○農林水産省告示第二百三十四号

日本農林規格等に関する法律（昭和二十五年法律第百七十五号）第五条において準用する同法第三条第一項の規定に基づき、直交集成板の日本農林規格（平成二十五年農林水産省告示第三千七十九号）（ＪＡＳ　三〇七九）の一部を次のように改正し、同法第七条第一項の規定に基づき、公示し、令和八年五月二十九日から施行する。

令和八年二月二十六日

農林水産大臣　鈴木　憲和

（「次のよう」は、省略し、その関係書類を農林水産省のホームページに掲載する。）

○農林水産省告示第二百三十五号

日本農林規格等に関する法律施行規則（令和四年財務省・農林水産省令第三号）第十七条の規定に基づき、直交集成板の格付の表示の様式及び表示の方法（平成二十五年農林水産省告示第三千八十二号）の一部を次のように改正し、令和八年五月二十九日から施行する。

令和八年二月二十六日

農林水産大臣　鈴木　憲和

（「次のよう」は、省略し、その関係書類を農林水産省のホームページに掲載する。）

○農林水産省告示第二百三十六号

日本農林規格等に関する法律施行規則（令和四年財務省・農林水産省令第三号）第二十五条（同令第五十九条において準用する場合を含む。）の規定に基づき、直交集成板についての取扱業者の認証の技術的基準（平成二十五年農林水産省告示第三千八十号）の一部を次のように改正し、令和八年五月二十九日から施行する。

令和八年二月二十六日

農林水産大臣　鈴木　憲和

（「次のよう」は、省略し、その関係書類を農林水産省のホームページに掲載する。）

○農林水産省告示第二百三十七号

日本農林規格等に関する法律（昭和二十五年法律第百七十五号）第五条において準用する同法第三条第一項の規定に基づき、構造用パネルの日本農林規格（昭和六十二年農林水産省告示第三百六十号）（ＪＡＳ　〇三六〇）の一部を次のように改正し、同法第七条第一項の規定に基づき、公示し、令和八年五月二十九日から施行する。

令和八年二月二十六日

農林水産大臣　鈴木　憲和

（「次のよう」は、省略し、その関係書類を農林水産省のホームページに掲載する。）

○農林水産省告示第二百三十八号

日本農林規格等に関する法律施行規則（令和四年財務省・農林水産省令第三号）第十七条の規定に基づき、構造用パネルの格付の表示の様式及び表示の方法（昭和六十二年農林水産省告示第五百一号）の一部を次のように改正し、令和八年五月二十九日から施行する。

令和八年二月二十六日

農林水産大臣　鈴木　憲和

（「次のよう」は、省略し、その関係書類を農林水産省のホームページに掲載する。）

○総務省告示第四十五号

電気通信事業法施行規則（昭和六十年郵政省令第二十五号）第二十七条の二の二第一項の規定に基づき、平成二十七年総務省告示第二百七十八号（その電気通信事業の用に供する電気通信設備を適正に管理すべき電気通信事業者を告示する件）の一部を次のように改正する。

令和八年二月二十六日

総務大臣　林　芳正

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、これを加える。

改正後	改正前
電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第四十一条第四項に規定するその電気通信事業の用に供する電気通信設備を適正に管理すべき電気通信事業者は、次に掲げる電気通信事業者とする。 一　ビッグローブ株式会社 二　［略］ 三　［略］ 四　［略］ 五　日本通信株式会社	一　ビッグローブ株式会社 二　［同上］ 三　［同上］ 四　［同上］ ［新設］

備考　表中の「［　］」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

○農林水産省告示第二百三十九号

日本農林規格等に関する法律施行規則（令和四年財務省・農林水産省令第三号）第二十二条（同令第六十条において準用する場合を含む。）の規定に基づき、構造用パネルについての検査方法（昭和六十二年農林水産省告示第五百号）の一部を次のように改正し、令和八年五月二十九日から施行する。

令和八年二月二十六日

農林水産大臣　鈴木　憲和

（「次のよう」は、省略し、その関係書類を農林水産省のホームページに掲載する。）

○農林水産省告示第二百四十号

日本農林規格等に関する法律施行規則（令和四年財務省・農林水産省令第三号）第二十五条（同令第五十九条において準用する場合を含む。）の規定に基づき、構造用パネルについての取扱業者の認証の技術的基準（平成十二年農林水産省告示第八百十六号）の一部を次のように改正し、令和八年五月二十九日から施行する。

令和八年二月二十六日

農林水産大臣　鈴木　憲和

（「次のよう」は、省略し、その関係書類を農林水産省のホームページに掲載する。）

その他告示

○宮内庁告示第三号

天皇皇后両陛下は、東日本大震災復興状況御視察等のため、三月二十五日から同月二十六日まで岩手県及び宮城県へ行幸啓になる。

令和八年二月二十六日

宮内庁長官　黒田武一郎

○宮内庁告示第四号

天皇皇后両陛下は、東日本大震災復興状況御視察のため、四月六日から同月七日まで福島県へ行幸啓になる。

令和八年二月二十六日

宮内庁長官　黒田武一郎

○外務省告示第七十二号

令和八年二月三日にダッカで、防衛装備品及び技術の移転に関する日本国政府とバングラデシュ人民共和国政府との間の協定は、同日に効力を生じた。

令和八年二月二十六日

外務大臣　茂木　敏充

（訳文）

防衛装備品及び技術の移転に関する日本国政府とバングラデシュ人民共和国政府との間の協定

日本国政府及びバングラデシュ人民共和国政府（以下個別に「締約国政府」といい、合わせて「両締約国政府」という。）は、

安全保障の分野における両締約国政府の間の既存の協力関係に留意し、

両締約国政府が参加する防衛装備品及び技術の分野における協力が国及び国際の平和及び安全に寄与することを希望し、

防衛装備品及び技術の移転を規律する条件を定める必要があることを認識して、

次のとおり協定した。

第一条

1　一方の締約国政府は、自国の関係法令及びこの協定の規定に従い、2の規定に従って決定される事業を実施するために必要な防衛装備品及び技術を他方の締約国政府の使用に供する。当該事業は、国際の平和及び安全に寄与するためのもの、共同研究、共同開発及び共同生産に係るもの又は安全保障協力及び防衛協力を強化するためのものとする。

2　個別の事業は、両締約国政府により、それぞれの国の安全保障を含む各種の要素を考慮して決定され、外交上の経路を通じて確認される。

第二条

1　前条2の規定に従って決定される事業のために移転される防衛装備品及び技術を決定する機関として、合同委員会を設置する。

2　合同委員会は、二の国別委員部で構成される。日本側委員部は、次の者で構成される。

防衛省の一の代表者
外務省の一の代表者
経済産業省の一の代表者

バングラデシュ側委員部は、次の者で構成される。

国防省の一の代表者
外務省の一の代表者
財務省の一の代表者
首相府軍務局の一の代表者

バングラデシュ人民共和国政府によって指定される関係当局からそれぞれ一の代表者

3　移転される防衛装備品及び技術を決定するために必要な関連情報は、外交上の経路を通じて国別委員部に伝達される。

4　移転される防衛装備品及び技術は、3の規定に従って伝達される関連情報に基づき、合同委員会により決定される。

5　この協定を実施するため、移転される防衛装備品及び技術、その移転の当事者となる者並びにその移転の詳細な条件を特に定める細目取極が、両締約国政府の権限のある当局の間で行われる。日本国政府の権限のある当局は、防衛省及び経済産業省とする。バングラデシュ人民共和国政府の権限のある当局は、首相府軍務局及び国防省とする。

第三条

1　一方の締約国政府は、他方の締約国政府から移転される防衛装備品及び技術を、国際連合憲章の目的及び原則並びに細目取極において決定する目的に適合する方法で効果的に使用するものとし、いずれの一方の締約国政府も、当該防衛装備品及び技術を他の目的のために転用してはならない。

2　一方の締約国政府は、この協定に基づいて移転される防衛装備品及び技術に係る権原又は占有権を、当該防衛装備品及び技術を移転した他方の締約国政府の書面による事前の同意を得ないで、自国政府の職員及び委託（二以上の段階にわたる委託を含む。）を受けた者以外の者又は他の政府に移転してはならない。

第四条

一方の締約国政府は、自国の関係法令、他の適用のある両締約国政府の間の国際約束及び適用のある両締約国政府の関係当局の間の取極に従い、この協定に基づいて移転される防衛装備品及び技術に関して他方の締約国政府により提供される秘密情報を保護するために必要な措置をとる。当該取極につき、日本国政府の関係当局は防衛省とし、バングラデシュ人民共和国政府の関係当局は首相府軍務局とする。

第五条

この協定及びこの協定に基づいて行われる全ての取極は、それぞれの国の関係法令及び予算に従って実施される。

第六条

この協定及びこの協定に基づいて行われる全ての取極の解釈又は適用に関するいかなる事項も、両締約国政府の間の協議によってのみ解決されるものとする。

第七条

1　この協定は、両締約国政府による署名の日に効力を生ずる。

2　この協定は、両締約国政府の間の書面による合意によって改正することができる。この協定の改正は、その署名の日に効力を生ずる。

3　この協定は、五年間効力を有するものとし、その後は、一方の締約国政府が他方の締約国政府に対しこの協定を終了させる意思を九十日前に外交上の経路を通じて書面により通告しない限り、毎年自動的に延長される。

4　この協定の終了の後においても、この協定に基づいて移転された防衛装備品及び技術に関し、第三条から前条までの規定は、引き続き効力を有する。

以上の証拠として、下名は、各自の政府から正当に委任を受けてこの協定に署名した。

二千二十六年二月三日にダッカで、英語により本書二通を作成した。

日本国政府のために
　齋田伸一

バングラデシュ人民共和国政府のために
　S・M・カムルル・ハッサン

○農林水産省告示第二百四十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

令和八年二月二十六日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　解除に係る保安林の所在場所　広島県福山市神辺町大字東中条字国地七六一四の三、七六一四の五

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　解除の理由　指定理由の消滅

○農林水産省告示第二百四十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

令和八年二月二十六日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　解除に係る保安林の所在場所　北海道奥尻郡奥尻町（国有林。次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　解除の理由　指定理由の消滅

（「次の図」は、省略し、その図面を北海道庁及び奥尻町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○国土交通省告示第三百十三号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するとともに、同法第六条第一項の規定により、当該土地において、令和八年度から砂防設備工事を施行するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条及び第四条第一項の規定に基づき、告示する。

令和八年二月二十六日

国土交通大臣　金子　恭之

一　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
　ハトコロ沢

二　砂防法第二条の土地の表示
　次に掲げる土地に存する標柱一号から百十七号までを順次結んだ線及び標柱一号と百十七号を結んだ線に囲まれた土地の区域

岩手県岩手郡雫石町大字御明神字山津田　八六番一一号から五号まで及び百十二号から百十七号まで

○関東地方整備局告示第四十四号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和八年二月二十六日

関東地方整備局長　橋本　雅道

一　施行者の名称　山梨県

二　都市計画事業の種類及び名称　平成三十年関東地方整備局告示第百四十九号甲府都市計画道路事業三・四・三十三号大手二丁目浅原橋線

三　事業施行期間　自平成三十年四月二日至令和十四年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　変更なし

使用の部分　なし

○関東地方整備局告示第四十五号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和八年二月二十六日

関東地方整備局長　橋本　雅道

一　施行者の名称　山梨県

二　都市計画事業の種類及び名称　平成三十一年関東地方整備局告示第百六十八号甲府都市計画道路事業三・四・十号高畑町昇仙峡線

三　事業施行期間　自平成三十一年四月二日至令和十四年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　変更なし

使用の部分　なし

八六番一八号から八号まで、百十号及び百十一号
八六番二九　九号から十二号まで、十五号から十七号まで及び百五号から百九号まで
八六番二九地先道路敷　十三号及び十八号
七七番地先水路敷　十四号
八六番一二　十九号及び二十号
八六番八　二十一号から二十六号まで、四十二号から五十七号まで及び百四号
八六番三〇　二十七号から四十一号まで
八六番五　五十八号から七十八号まで
八六番四一　七十九号から八十八号まで
八六番三八　八十九号から九十七号まで
八六番三三　九十八号から百三号まで

○関東地方整備局告示第四十六号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和八年二月二十六日

関東地方整備局長　橋本　雅道

一　施行者の名称　山梨県

二　都市計画事業の種類及び名称　平成二十四年関東地方整備局告示第百八十九号峡東都市計画道路事業三・四・八号山梨市駅南線及び三・四・五号根津橋通り線

三　事業施行期間　自平成二十四年四月二十三日至令和十五年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　変更なし

使用の部分　なし

○関東地方整備局告示第四十七号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和八年二月二十六日

関東地方整備局長　橋本　雅道

一　施行者の名称　栃木県

二　都市計画事業の種類及び名称　平成十三年関東地方整備局告示第十八号宇都宮都市計画道路事業三・三・百二号宇都宮水戸線及び三・四・百四号宮の橋不動前線

三　事業施行期間　自平成十三年二月二十二日至令和十七年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　変更なし

使用の部分　なし

○関東地方整備局告示第四十八号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和八年二月二十六日

関東地方整備局長　橋本　雅道

一　施行者の名称　栃木県

二　都市計画事業の種類及び名称　平成二十五年関東地方整備局告示第三百六十九号日光都市計画道路事業三・四・二十号平町東町線、三・四・二十五号下今市駅前線及び三・五・七号今市宇都宮線

三　事業施行期間　自平成二十五年八月二十二日至令和九年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　変更なし

使用の部分　なし

○関東地方整備局告示第四十九号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和八年二月二十六日

関東地方整備局長　橋本　雅道

一　施行者の名称　栃木県

二　都市計画事業の種類及び名称　平成二十八年関東地方整備局告示第二十六号那珂川都市計画道路事業三・四・二号氏家大子線

三　事業施行期間　自平成二十八年二月十五日至令和十三年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　変更なし

使用の部分　なし

○関東地方整備局告示第五十号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和八年二月二十六日

関東地方整備局長　橋本　雅道

一　施行者の名称　栃木県

二　都市計画事業の種類及び名称　令和元年関東地方整備局告示第五十六号足利佐野都市計画道路事業三・五・百一号毛野西新井線

三　事業施行期間　自令和元年九月十九日至令和十三年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　変更なし

使用の部分　なし

○近畿地方整備局告示第八号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和八年二月二十六日から二週間一般の縦覧に供する。

令和八年二月二十六日

近畿地方整備局長　齋藤　博之

路線名　供用開始の区間　図面縦覧場所

一　一号　草津市野路六丁目字上北池一五番七から同市野路六丁目字上北池二三番一六まで　近畿地方整備局及び同局滋賀国道事務所

供用開始の期日　令和八年二月二十六日

○近畿地方整備局告示第九号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和八年二月二十六日から二週間一般の縦覧に供する。

令和八年二月二十六日

近畿地方整備局長　齋藤　博之

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　一号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員延長
八幡市戸津南代一二番一から同市戸津南代三四番二まで	前	二一・七一～二八・八三メートル
	後	二四・〇九～三〇・九六メートル

(四)　図面縦覧場所　近畿地方整備局及び同局京都国道事務所

○九州地方整備局告示第十六号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和八年二月二十六日

九州地方整備局長　垣下　禎裕

一　施行者の名称　福岡県

二　都市計画事業の種類及び名称　平成三十年九州地方整備局告示第十三号久留米小郡都市計画、朝倉筑前都市計画及び北野大刀洗都市計画下水道事業筑後川中流右岸流域下水道

三　事業施行期間　自平成七年三月三日至令和十三年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　変更なし

使用の部分　なし

○九州地方整備局告示第十七号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和八年二月二十六日から二週間一般の縦覧に供する。

令和八年二月二十六日

九州地方整備局長　垣下　禎裕

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　二百二号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員延長
福岡市西区大字徳永字下引地二八〇番三地内	前	四二・四〇～四七・〇〇メートル
	後	四二・四〇～四二・六〇キロメートル　〇・〇〇五

(四)　図面縦覧場所　九州地方整備局及び同局福岡国道事務所

○沖縄総合事務局告示第三号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和八年二月二十六日

沖縄総合事務局長　小八木大成

一　施行者の名称　沖縄県

二　都市計画事業の種類及び名称　令和三年沖縄総合事務局告示第三十三号那覇広域都市計画道路事業九・七・一号沖縄都市モノレール

三　事業施行期間　自令和三年七月九日至令和九年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　変更なし

使用の部分　なし

国会事項

衆議院

質問書提出

二月二十四日議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

施政方針演説等における幾つかの点に関する質問主意書（緒方林太郎提出）

議事日程

二月二十五日の議事日程は次のとおり。

議事日程　第四号

令和八年二月二十五日（水曜日）

午後一時開議

一　国務大臣の演説に対する質疑（前会の続）

参議院

議事日程

二月二十五日の議事日程は次のとおり。

議事日程　第三号

令和八年二月二十五日（水曜日）

午前十時開議

第一　国務大臣の演説に関する件（第二日）

要求書受領

二月二十四日内閣から、政治資金適正化委員会委員である左記の者は四月四日任期満了となるので、後任者の任命について政治資金規正法第十九条の三十二の規定に基づき本院の議決による指名を求める旨の要求書を受領した。

記

野々上　尚
秋山修一郎
杉田　慶一
田口　尚文
岩井　奉信

皇室事項

行幸啓御日程

天皇皇后両陛下の岩手県及び宮城県へ行幸啓の御日程は、次のとおりである。

第一日　三月二十五日

皇居（半蔵門）御出門
東京国際空港御発　特別機
花巻空港御着
大槌町文化交流センター
大槌町鎮魂の森
大槌町文化交流センター
地方卸売市場大船渡市魚市場
お泊所　大船渡プラザホテル

第二日　三月二十六日

南三陸311メモリアル
石巻グランドホテル
石巻南浜津波復興祈念公園
みやぎ東日本大震災津波伝承館
石巻グランドホテル
仙台空港御発　特別機
東京国際空港御着
還幸啓

なお、愛子内親王殿下を御同伴になる。

天皇皇后両陛下の福島県へ行幸啓の御日程は、次のとおりである。

第一日　四月六日

皇居（正門）御出門
東京駅御発
福島駅御着
福島県庁
東日本大震災・原子力災害伝承館
お泊所　Jヴィレッジ

第二日　四月七日

とみおかアーカイブ・ミュージアム
大熊町交流施設（linkる大熊）
大熊町立学び舎ゆめの森
浪江町交流・情報発信拠点施設（道の駅なみえ）
福島駅御発
東京駅御着
還幸啓

なお、愛子内親王殿下を御同伴になる。

行幸

天皇陛下は、二月二十日午後零時四十一分御出門、第二百二十一回国会開会式に御臨場のため、国会議事堂（千代田区）へ行幸、同一時二十一分還幸になった。

御祝電

天皇陛下は、クウェートの国祭日につき、二月二十四日同国首長殿下へ御祝電を発せられた。

官庁報告

官庁事項

○閣議口頭了解（令和八年二月十八日）（内閣官房）

復興大臣である牧野たかお（本名　牧野京夫）国務大臣の名前については、今後、政府代表等への任命行為については「牧野たかお（牧野京夫）」、許可等対外的な法律上の行為については「牧野京夫」、それ以外は「牧野たかお」を使用することとする。

国家公安委員会委員長であるあかま二郎（本名　赤間二郎）国務大臣の名前については、今後、政府代表等への任命行為については「あかま二郎（赤間二郎）」、許可等対外的な法律上の行為については「赤間二郎」、それ以外は「あかま二郎」を使用することとする。

基本測量関係事項公告

基本測量の測量成果を得たので、測量法（昭和24年法律第188号）第27条第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和８年２月26日

国土交通大臣　金子　恭之

種類	摘要
基盤地図情報　標高点（ＤＥＭ）	区域　全国 実施時期　令和７年度 データ間隔は0.04秒グリッド（１メートル相当） 航空レーザ測量を基に作成

〃	〃	〃	〃	データ間隔は0.2秒グリッド（５メートル相当） 航空レーザ測量又は写真測量を基に作成

備考　地図の提供開始日　令和８年２月27日

上記の基盤地図情報は、測量法（昭和24年法律第188号）第27条第２項及び地理空間情報活用推進基本法（平成19年法律第63号）第18条第２項に基づき、インターネットによる無償提供を行う。新たに基本測量の測量成果を得た区域は、国土地理院基盤地図情報サイト（https://www.gsi.go.jp/kiban/）において供する。

公　告

諸　事　項

法人登記抹消公告

主たる事務所
　東京都港区六本木六丁目１番26号　六本木天城ビル３階
名称
　医療法人社団熊貴会

上記にかかる東京法務局港出張所令和３年10月29日受付第6761号で登記した理事長の辞任登記は、理事長の令和３年９月23日就任登記が抹消されたことにより、組合等登記令第25条で準用する商業登記法第134条第１項第２号に該当することを発見したので、本公告掲載の日から10日以内に異議の申立てがないときは、その登記を抹消する。

商業登記法第135条第２項の規定により公告する。

令和８年２月26日　　東京法務局港出張所

相続財産清算人の選任及び相続権主張の催告

公示催告

失踪に関する届出の催告

失 踪 宣 告

失踪宣告取消

除 権 決 定

破産手続開始

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

破産債権の届出期間及び一般調査期日

債権者集会招集

書面による計算報告

特別清算開始

令和８年（ヒ）第２００３号

東京都品川区戸越３丁目１番17号
清算株式会社　ＨＥＬＬＯｔｒａｄｉｎｇ株式会社
代表清算人　橋本　　潔
1　決定年月日　令和８年２月12日
2　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。

東京地方裁判所民事第20部

特別清算終結

令和７年（ヒ）第１０１号

茨城県水戸市住吉町284番地の１
清算株式会社　株式会社シーズ
代表清算人　市毛　由之
1　決定年月日　令和８年２月９日
2　主文　本件特別清算手続を終結する。

水戸地方裁判所民事部

特別清算協定認可

令和７年（ヒ）第１０２号

北海道士別市武徳町44線東７号
清算株式会社　株式会社道北企画
代表清算人　中島　英利
1　決定年月日　令和８年２月12日
2　主文　次の協定を認可する。

協定

1　清算株式会社は、各協定債権者に対し、本協定の認可の決定が確定した日から１ヶ月以内に、清算株式会社が有する現預金から必要な費用を控除した残額を弁済原資として、別紙「債権元本額」記載の債権額（元本額）に応じて按分して弁済する。

2　割合弁済の結果生ずる１円未満の端数は四捨五入する。

3　第１項の弁済は、各協定債権者の指定する金融機関口座に振り込む方法により実施する。ただし、振込手数料は、清算株式会社の負担とする。

4　各協定債権者は、第１項乃至第３項の規定による弁済を受けたときは、清算株式会社に対し、各協定債権の総額から各弁済額を控除した残額（利息及び遅延損害金等、元本以外の金額も含む。）につき、その債務を免除する。

5　第１項乃至第３項の規定による弁済後、清算株式会社に新たな財産が発見されたときは、清算株式会社は、これを速やかに換価し、各協定債権者に対し、換価代金から必要な費用を控除した残額を、別紙「債権元本額」記載の債権額（元本額）の割合に応じて弁済する。

この場合においては、各協定債権者が前項の規定により行った残債務の免除は、新たにされた弁済の限度で効力を失うものとする。

（別紙省略）

以上

旭川地方裁判所民事部

令和７年（ヒ）第２１号

徳島市南島田町３丁目68番地１
清算株式会社　株式会社ＭＴ商事
代表清算人　長篠　　範
1　決定年月日　令和８年２月12日
2　主文　次の協定を認可する。

協定

第１　通則

1　用語の定義

⑴　共益的債権

清算株式会社の解散日（同日を含む。）以降の原因によって生じた債権で、清算株式会社が清算結了するまでに要する共益目的の費用をいう。

⑵　優先債権

清算株式会社に対して、国税徴収法またはその例により徴収することのできる債権及び一般の先取特権その他一般の優先権がある債権をいう。

⑶　解散日

清算株式会社の解散日である令和６年８月31日をいう。

⑷　本件弁済日

本協定第３、２⑴に定める弁済日をいう。

2　弁済に関する通則的事項

⑴　本協定に定める弁済額の算定の際に生じる１円未満の端数は、切り上げる。

⑵　本協定に定める弁済は、原則として清算株式会社が、協定債権者より指定を受けた銀行口座宛に振り込む方法により支払う。この場合、振り込み手数料は清算株式会社の負担とする。なお、協定債権者が弁済期日の３日前までに銀行口座の指定をしないときは、清算人代理である弁護士西村直樹（大阪弁護士会所属）の所属する弁護士法人京阪藤和法律事務所大阪事務所（大阪市中央区北浜３丁目２番12号北浜永和ビル５階）においてこれを行うものとし、この弁済を受けるに要する交通費等の諸費用は協定債権者の負担とする。

3　本協定の効力発生の時期

本協定は、本協定の認可決定の確定により効力を生ずる。

第２　共益的債権及び優先債権の取扱い

共益的債権及び優先債権は随時、全額を弁済する。

第３　協定債権の取扱い

1　協定債権の概要

協定債権の額及び協定債権者の数は次のとおりである。

①協定債権の額

債権総額　　１億3494万5869円及び額未定
内訳　元本　１億1568万4000円
解散日までの利息及び損害金　1926万1869円
解散日の翌日以後の損害金　額未定

②協定債権者の数

１名

2　協定債権者の弁済

清算株式会社は、協定債権につき、以下のとおり弁済する。

⑴　弁済日

本協定の認可決定が確定した日の属する月の翌月の末日限りとする。

⑵　弁済額

協定債権者に対する弁済額は次のとおりとする。

ア　弁済総額

金1000万円

イ　算定方法

1000万円を弁済額算定における弁済総額とし、全ての協定債権者の有する協定債権の額の内、元本債権額を基準債権額として、弁済総額を基準債権額の割合に応じて按分して算定した額を弁済額とする。

ウ　協定債権者への個別弁済額

前イに定める弁済額の算定方法に基づく協定債権者に対する弁済額は、別紙弁済額等一覧表中「弁済額」欄に定めるとおりである。

第４　債務免除

協定債権者は本協定の認可決定の確定日をもって、協定債権の内、協定債権者への個別弁済額を除く、すべての残元本債権、利息及び損害金並びにその他一切の債権について免除する。

第５　新たな財産が発見された場合

1　本協定の認可決定日の翌日以降に新たな清算株式会社所有の財産が発見された場合は、清算株式会社は速やかにこれを換価し、その換価の完了までに発生済み又は今後の発生が見込まれる共益的債権及び優先債権を控除し、なお残余があるときはこれを弁済原資として、本件弁済日の１週間前までに換価が完了したときは本件弁済日に、本件弁済日の１週間前の翌日以降に換価が完了したときはその換価が完了した日から１か月以内に、本協定第３、２⑵イで定めた基準に応じ、各協定債権者に対して弁済する。

2　前項に定める弁済がなされたときは、当該弁済額の範囲で協定債権者は第４に定める免除を撤回する。

（別紙省略）

徳島地方裁判所民事部

再生手続開始

小規模個人再生による再生手続開始

小規模個人再生による書面決議に付する決定

小規模個人再生による再生計画取消

給与所得者等再生による再生手続開始

給与所得者等再生による再生計画案についての意見聴取

給与所得者等再生による再生計画認可

所在等不明共有者の持分の取得の裁判に関する異議の催告

所有者不明土地及び建物管理命令に関する異議の催告

所有者不明土地管理命令に関する異議の催告

会社その他の公告

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し、乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載紙　官報
掲載の日付　令和八年二月九日
掲載頁　五十七頁（号外第二十八号）
（乙）掲載紙　官報
掲載の日付　令和八年二月九日
掲載頁　五十七頁（号外第二十八号）

令和八年二月二十六日
北海道北見市西富町二丁目一九番七号
（甲）トヨタカローラ北見株式会社
代表取締役　國安　幹夫
北海道北見市とん田東町六一六番地
（乙）北見トヨペット株式会社
代表取締役　國安　幹夫

合併公告

左記会社は合併して甲は乙及び丙の権利義務全部を承継して存続し乙及び丙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲・乙・丙）
https://www.daiichi-koutsu.co.jp/

令和八年二月二十六日
埼玉県狭山市富士見二丁目二二番二号
（甲）埼玉第一交通株式会社
代表取締役　赤瀬　聡之
埼玉県狭山市富士見二丁目二二番二号
（乙）サン第一交通株式会社
代表取締役　赤瀬　聡之
埼玉県狭山市富士見二丁目二二番二号
（丙）大久保第一交通株式会社
代表取締役　赤瀬　聡之

合併公告

左記会社のうち甲及び乙は合併して、甲は乙の権利義務全部を承継して存続し、乙は解散することにいたしましたので公告します（第一合併）。

また、左記会社のうち甲、丙、丁及び戊は、第一合併の効力発生を停止条件として合併して、甲は丙、丁及び戊の権利義務全部を承継して存続し、丙、丁及び戊は解散することにいたしましたので公告します（第二合併）。

これらの合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載紙　千葉日報新聞
掲載の日付　令和八年一月十五日
掲載頁　十七頁
（乙）掲載紙　官報
掲載の日付　令和八年一月二十六日
掲載頁　八十二頁（号外第十六号）
（丙）掲載紙　千葉日報新聞
掲載の日付　令和八年一月十五日
掲載頁　十七頁
（丁）計算書類の公告義務はありません。
（戊）計算書類の公告義務はありません。

令和八年二月二十六日
千葉県木更津市長須賀二〇二二番地二
（甲）株式会社大原興商
代表取締役　大原　栄奉
千葉県木更津市長須賀二〇二二番地二
（乙）株式会社ニックス大原プラザ
代表取締役　吉田　敦
千葉県木更津市長須賀二〇二二番地二
（丙）株式会社大原ＣＨＳ
代表取締役　大原　栄奉
千葉県木更津市長須賀二〇二二番地二
（丁）有限会社コスモシステム
取締役　大原　伸昌
千葉県木更津市長須賀二〇二二番地二
（戊）有限会社コスモウェブ
取締役　大原　伸昌

合併公告

左記会社は合併して甲は乙及び丙の権利義務全部を承継して存続し乙及び丙は解散することにいたしました。

効力発生日は令和八年四月一日であり、各社の株主総会の承認決議は、令和八年二月二十五日に終了しております。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載紙　官報
掲載の日付　令和七年六月二十六日
掲載頁　一三五頁（号外第一四四号）
（乙）掲載紙　官報
掲載の日付　令和七年六月二十六日
掲載頁　一三六頁（号外第一四四号）
（丙）掲載紙　官報
掲載の日付　令和七年六月二十六日
掲載頁　一三六頁（号外第一四四号）

令和八年二月二十六日
東京都中央区湊二丁目四番一号
（甲）株式会社銀座山形屋トレーディング
代表取締役　盛田　一朗
東京都中央区湊二丁目四番一号
（乙）株式会社銀座山形屋トレーディング北日本
代表取締役　盛田　一朗
東京都中央区湊二丁目四番一号
（丙）株式会社銀座山形屋トレーディング西日本
代表取締役　宮澤　享永

合併公告

左記会社は合併して甲は乙及び丙の権利義務全部を承継して存続し乙及び丙は解散することにいたしました。

効力発生日は令和八年四月一日であり、各社の株主総会の承認決議は、令和八年二月二十五日に終了しております。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載紙　官報

掲載の日付　令和七年六月二十六日

掲載頁　一三六頁（号外第一四四号）

（乙）掲載紙　官報

掲載の日付　令和七年六月二十六日

掲載頁　一三六頁（号外第一四四号）

（丙）掲載紙　官報

掲載の日付　令和七年六月二十六日

掲載頁　一三七頁（号外第一四四号）

令和八年二月二十六日

東京都中央区湊二丁目四番一号

（甲）日本ソーイング株式会社

代表取締役　高見　光

東京都中央区湊二丁目四番一号

（乙）日本ソーイング東京受注センター株式会社

代表取締役　高見　光

東京都中央区湊二丁目四番一号

（丙）日本ソーイング福岡株式会社

代表取締役　土手　裕基

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

効力発生日は令和八年三月三十一日であり、甲は会社法第七九六条第二項、乙は同第七八四条第一項に基づき株主総会の承認決議を経ずに合併を決定しております。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）https://bita.jp/ir

（乙）https://bita.jp/ir/ourly

令和八年二月二十六日

東京都品川区西五反田一丁目一番八号

（甲）株式会社ビットエー

代表取締役　橋本　和樹

東京都品川区西五反田一丁目五番一号

（乙）ｏｕｒｌｙ株式会社

代表取締役　坂本　良介

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載　官報

掲載の日付　令和七年十二月十七日

掲載頁　一五二頁（号外第二七五号）

（乙）掲載　官報

掲載の日付　令和七年十二月十七日

掲載頁　一五一頁（号外第二七五号）

令和八年二月二十六日

東京都品川区西五反田一丁目一三番七号マルキビル一〇一号室

（甲）株式会社日本農業

代表取締役　内藤　祥平

静岡県菊川市耳川三九番地の一

（乙）ジャパンベジタブル株式会社

代表取締役　松本　康平

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載　官報

掲載の日付　令和七年七月十五日

掲載頁　七十三頁（号外第一六二号）

（乙）掲載　官報

掲載の日付　令和七年七月十四日

掲載頁　一二六頁（号外第一六一号）

令和八年二月二十六日

東京都品川区西五反田七丁目二四番五号

（甲）日本アウトソース株式会社

代表取締役　奥山　昌幸

東京都中央区日本橋二丁目一六番五号

（乙）リスモン・マッスル・データ株式会社

代表取締役　藤本　太一

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

効力発生日は令和八年四月一日であり、両社の株主総会の承認決議は令和八年三月三十一日に予定しております。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載　官報

掲載の日付　令和七年七月四日

掲載頁　三十二頁（号外第一五四号）

（乙）https://www.ixit.co.jp

令和八年二月二十六日

東京都港区麻布台一丁目三番一号麻布台ヒルズ森ＪＰタワー二七階

（甲）エキサイト株式会社

代表取締役　西條　晋一

東京都港区麻布台一丁目三番一号麻布台ヒルズ森ＪＰタワー二七階

（乙）ｉＸＩＴ株式会社

代表取締役　西條　晋一

合併公告

左記会社は合併して甲は乙及び丙の権利義務全部を承継して存続し乙及び丙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載　日刊工業新聞

掲載の日付　令和八年二月二十六日

掲載頁　三頁

（乙）掲載　日刊工業新聞

掲載の日付　令和八年二月二十六日

掲載頁　三頁

（丙）計算書類の公告義務はありません。

令和八年二月二十六日

横浜市港北区新横浜三丁目二三番地三

（甲）株式会社スタック

代表取締役　澤田　光宏

静岡県掛川市本郷四四〇番地の三

（乙）株式会社栄光建設

代表取締役　澤田　光宏

静岡県静岡市清水区由比一五三番地の一

（丙）有限会社エムピーシー

代表取締役　澤田　光宏

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載　官報

掲載の日付　令和八年八月二十二日

掲載頁　六十八頁（号外第一九〇号）

（乙）掲載　胆江日日新聞

掲載の日付　令和八年二月五日

掲載頁　七頁

令和八年二月二十六日

新潟県新発田市新栄町三丁目四―一一

（甲）株式会社綿半工務

代表取締役　横山　大二

鹿児島市城山町一五番地三

（乙）小山工建株式会社

代表取締役　横山　大二

合併公告

左記会社は合併して甲は乙及び丙の権利義務全部を承継して存続し乙及び丙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載　官報

掲載の日付　令和七年八月二十二日

掲載頁　六十八頁（号外第一九〇号）

（乙）掲載　官報

掲載の日付　令和七年八月二十二日

掲載頁　七十二頁（号外第一九〇号）

（丙）掲載　官報

掲載の日付　令和七年八月二十二日

掲載頁　八十四頁（号外第一九〇号）

令和八年二月二十六日

新潟県新発田市新栄町三丁目四―一一

（甲）株式会社綿半工務

代表取締役　横山　大二

長野県飯田市北方一〇二三番地一

（乙）株式会社綿半林業の家

代表取締役　因幡　善治

静岡県浜松市中央区富塚町五〇六七―一

（丙）株式会社綿半ホームズ

代表取締役　因幡　善治

合併公告

左記会社は合併して甲は乙及び丙の権利義務全部を承継して存続し乙及び丙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）http://www.kyoden.co.jp/

（乙）掲載　官報

掲載の日付　令和七年七月二十四日

掲載頁　二二一頁（号外第一六九号）

（丙）掲載　官報

掲載の日付　令和七年六月二十五日

掲載頁　五十五頁（号外第一四三号）

令和八年二月二十六日

長野県上伊那郡箕輪町大字三日町四八二番地一

（甲）株式会社キョウデン

代表取締役　宮永圭一郎

静岡県伊豆の国市三福八〇番二

（乙）株式会社キョウデンプレシジョン

代表取締役　海老塚　隆

長野県上伊那郡箕輪町大字三日町四八二番地一

（丙）株式会社キョウデンダイレクト

代表取締役　門野　浩士

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載　中部経済新聞

掲載の日付　令和八年二月十六日

掲載頁　二頁

（乙）掲載　官報

掲載の日付　令和八年二月十六日

掲載頁　九十頁（号外第三十二号）

令和八年二月二十六日

愛知県豊橋市向草間町字北新切九五番地

（甲）イノチオアグリ株式会社

代表取締役　石黒　信生

岐阜県揖斐郡大野町大字上磯四九番地の三

（乙）株式会社エノモト農材

代表取締役　小川　文博

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し、乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）https://www.awi.co.jp/ja/public_notice/396.html

（乙）https://www.awi.co.jp/ja/public_notice/351.html

令和八年二月二十六日

大阪市中央区南船場二丁目一二番八号

（甲）エア・ウォーター・ガスプロダクツ株式会社

代表取締役　坂本　公昭

岩手県紫波郡紫波町犬渕字南谷地七二番地一

（乙）岩手液酸株式会社

代表取締役　樋口　貴哉

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）金融商品取引法による有価証券報告書提出済。

（乙）掲載　官報

掲載の日付　令和七年九月十七日

掲載頁　五十九頁（号外第二〇八号）

令和八年二月二十六日

大阪府豊中市上新田四丁目六番三号

（甲）株式会社イーディーピー

代表取締役　藤森　直治

大阪府茨木市島四丁目二六番六号

（乙）エス・エフ・ディー株式会社

代表取締役　藤森　直治

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載　官報

掲載の日付　令和八年二月十八日

掲載頁　六十四頁（号外第三十四号）

（乙）掲載　官報

掲載の日付　令和八年二月十八日

掲載頁　四十三頁（号外第三十四号）

令和八年二月二十六日

大阪市北区大淀中一丁目六番二号

（甲）城北宣広株式会社

代表取締役　大友　順

大阪府東大阪市宝町二三番五三号

（乙）城北サービス株式会社

代表取締役　柘植　茂

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載紙　官報

掲載の日付　令和八年一月三十日

掲載頁　一五八頁（号外第二十一号）

（乙）掲載紙　官報

掲載の日付　令和八年一月三十日

掲載頁　一五〇頁（号外第二十一号）

令和八年二月二十六日

大阪市港区海岸通一丁目五番二二号

（甲）中谷エネテック株式会社

代表取締役　中谷庄司朗

大阪市港区海岸通一丁目五番二二号

（乙）株式会社ワークワン

代表取締役　白神　良二

合併公告

左記会社は合併して、甲は乙及び丙の権利義務全部を承継して存続し、乙及び丙は解散することにいたしましたので、公告します。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出ください。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）http://www.mdenshi.jp/rtb02/

（乙）https://public-notice.jp/technica/

（丙）http://www.mdenshi.jp/ttc03/

令和八年二月二十六日

兵庫県神戸市兵庫区浜山通六丁目一番一号

（甲）菱神テクニカ株式会社

代表取締役　河瀬　千春

兵庫県尼崎市塚口本町八丁目一番一号

（乙）菱彩テクニカ株式会社

代表取締役　和田　昭二

兵庫県尼崎市塚口本町八丁目一番一号

（丙）通菱テクニカ株式会社

代表取締役　黒田　悦司

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしましたので公告します。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲・乙）

掲載　官報

掲載の日付　令和八年二月五日

掲載頁　九十二頁（号外第二十六号）

令和八年二月二十六日

広島県三次市三良坂町三良坂五〇四二番地六

（甲）株式会社ジャパンファシリティ

代表取締役　渡部　彰

広島市中区広瀬北町三番一一号和光広瀬ビル七階－C

（乙）株式会社リザベーションシステム

代表取締役　渡部　彰

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしましたので公告します。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲・乙）

掲載　官報

掲載の日付　令和八年二月九日

掲載頁　六十四頁（号外第二十八号）

令和八年二月二十六日

広島市西区観音本町一丁目一六番二二号

（甲）株式会社福永建設工業

代表取締役　福永　大作

広島市西区観音本町一丁目二二番二五号ＣＤＫ観音ビル三Ｆ

（乙）株式会社イーコム

代表取締役　福永　栄作

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙の企業・法人福利厚生サービス事業に関する権利義務を承継し乙はそれを承継させることにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載　官報
掲載の日付　令和七年七月三十一日
掲載頁　一九七頁（号外第一七五号）
（乙）掲載　官報
掲載の日付　令和七年七月三十一日
掲載頁　二〇一頁（号外第一七五号）

令和八年二月二十六日
千葉県浦安市入船一丁目五番二号
（甲）株式会社リエイライフ
代表取締役　椛澤　大樹
千葉県浦安市入船一丁目五番二号
（乙）株式会社リエイ
代表取締役　椛澤　一

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙のシルバー事業二十二施設に係る事業に関する権利義務を承継し乙はそれを承継させることにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）確定した最終事業年度はありません。
（乙）金融商品取引法による有価証券報告書提出済

令和八年二月二十六日
東京都中野区本町二丁目五四番一一号
（甲）株式会社アズ・レジデンス
代表取締役　前田　隆博
東京都中野区本町二丁目五四番一一号
（乙）株式会社レオパレス２１
代表取締役　宮尾　文也

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙のファンド運営会社への出資事業に関する権利義務及びファンドに係る運営事業に関する権利義務の一部を承継し、乙はそれを承継させることにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）確定した最終事業年度はありません。
（乙）http://www.revic.co.jp/rc/koukoku

令和八年二月二十六日
東京都千代田区大手町一丁目六番一号
（甲）ＲＥＶＩＣ復興キャピタル株式会社
代表取締役　坂本　啓晃
東京都千代田区大手町一丁目六番一号
（乙）ＲＥＶＩＣキャピタル株式会社
代表取締役　坂本　啓晃

吸収分割公告

当社（甲）は、吸収分割により丸澤機工株式会社（乙、住所東京都大田区鵜の木二丁目四〇番五号）の不動産管理に関する権利義務を承継することにいたしましたので公告します。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）確定した最終事業年度はありません。
（乙）掲載紙　官報
掲載の日付　令和七年六月二十七日
掲載頁　一九二頁（号外第一四六号）

令和八年二月二十六日
東京都品川区旗の台二丁目四番五号
株式会社ＮＥＯＴＯＰＩＡ
代表取締役　谷島　雄人

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙の放送事業及びこれに付随する事業に関する権利義務を承継し乙はそれを承継させることにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載　官報
掲載の日付　令和七年六月十六日
掲載頁　五十九頁（号外第一三二号）
（乙）掲載　官報
掲載の日付　令和七年六月十七日
掲載頁　一六七頁（号外第一三三号）

令和八年二月二十六日
東京都渋谷区恵比寿四丁目二〇―三恵比寿ガーデンプレイスタワー
（甲）株式会社ＡＸＮエンタテインメント
代表取締役　野島　亮司
東京都渋谷区恵比寿四丁目二〇―三恵比寿ガーデンプレイスタワー
（乙）ＡＸＮ株式会社
代表取締役　野島　亮司

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙の不動産賃貸事業に関する権利義務を承継し、乙はそれを承継させることにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）確定した最終事業年度はありません。
（乙）掲載　官報
掲載の日付　令和八年二月十七日
掲載頁　九十五頁（号外第三十三号）

令和八年二月二十六日
東京都渋谷区道玄坂一丁目三番一号
（甲）飯島産業株式会社
代表取締役　飯島　和子
東京都渋谷区道玄坂一丁目三番一号
（乙）飯島興業株式会社
代表取締役　飯島　和子

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙の金融関連事業（デジタルアセット事業に関するものを除く）に関する権利義務を承継し乙はそれを承継させることにいたしましたので公告します。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載紙　日刊工業新聞
掲載の日付　令和七年七月二日
掲載頁　十三頁
（乙）掲載紙　官報
掲載の日付　令和七年七月九日
掲載頁　七十三頁（号外第一五七号）

令和八年二月二十六日
東京都港区六本木一丁目六番一号
（甲）ＳＢＩネオバンキングシステム株式会社　代表取締役　木村　紀義
東京都港区六本木一丁目六番一号
（乙）ＳＢＩセキュリティ・ソリューションズ株式会社
代表取締役　奥山　真史

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙の不動産管理事業に関する権利義務を承継し、乙はそれを承継させることにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）確定した事業年度はありません。
（乙）掲載　官報
掲載の日付　令和八年一月二十七日
掲載頁　八十三頁（号外第十七号）

令和八年二月二十六日
川崎市中原区下小田中三丁目一五番一五号
（甲）株式会社Ｓ＆Ｆ　ＣＡＰＩＴＡＬ
代表取締役　手塚　文男
川崎市中原区下小田中三丁目一五番一五号
（乙）東幸電気工事株式会社
代表取締役　手塚　文男

吸収分割公告

当社（乙）は、吸収分割により株式会社東陽（甲、住所愛知県刈谷市中山町五丁目一〇番地）に対して当社の機能性材料事業に関する権利義務を承継させることにいたしましたので公告します。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載　官報
掲載の日付　令和八年二月十七日
掲載頁　九十六頁（号外第三十三号）
（乙）https://www.moritex.co.jp/

令和八年二月二十六日
神奈川県横浜市青葉区あざみ野南一丁目三番地三
株式会社モリテックス
代表取締役　川﨑　信幸

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙のメーカー物流受託事業に関する権利義務のうち吸収分割契約書において定めるものを承継し乙はそれを承継させることにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）金融商品取引法による有価証券報告書提出済

（乙）掲載　官報

掲載の日付　令和七年七月四日

掲載頁　六十二頁（号外第一五四号）

令和八年二月二十六日

愛知県名古屋市東区東片端町八番地

（甲）株式会社スズケン

代表取締役　浅野　茂

愛知県名古屋市東区東片端町八番地

（乙）株式会社エス・ディ・ロジ

代表取締役　苅田　成

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙の不動産業に関する権利義務を承継し乙はそれを承継させることにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、乙の最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（乙）掲載　日刊工業新聞

掲載の日付　令和七年六月五日

掲載頁　二頁

また、吸収分割の効力発生日までに、甲はＡＧＬインベストメント株式会社に、乙はＳＦインベストメント合同会社へとそれぞれ組織変更いたします。

令和八年二月二十六日

滋賀県東近江市青野町四六〇〇番地

（甲）ＡＧＬインベストメント合同会社

代表社員　重田　泰

滋賀県東近江市青野町四六〇〇番地

（乙）ＳＦインベストメント株式会社

代表取締役　重田　泰

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙の事業に関して有する権利義務の一部を承継し、乙はそれを承継させることにいたしましたので公告します。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）確定した最終事業年度はありません。

（乙）計算書類の公告義務はありません。

令和八年二月二十六日

岡山市南区浜野四丁目一五番二五号

（甲）株式会社スペース

代表取締役　髙塚　浩史

岡山市中区平井一二三五番地の三

（乙）有限会社スペースラブ

代表取締役　髙塚　浩史

吸収分割公告

当社（甲）は、吸収分割により株式会社ＴＲＩＡＬＳ（乙、住所福岡市東区多の津一丁目一二番二号）の株式会社西友及び株式会社ＳＴリテールの管理事業に関して有する権利義務を承継することにいたしました。

効力発生日は令和八年四月一日です。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）https://trial-holdings.inc

（乙）確定した最終事業年度はありません。

令和八年二月二十六日

福岡市東区多の津一丁目一二番二号

株式会社トライアルカンパニー

代表取締役　石橋　亮太

吸収分割公告

当社（甲）は、吸収分割により株式会社ＴＲＩＡＬＳ（乙、住所福岡市東区多の津一丁目一二番二号）の株式会社トライアルカンパニーの管理事業に関して有する権利義務を承継することにいたしました。

効力発生日は令和八年四月一日です。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）金融商品取引法による有価証券報告書提出済

（乙）確定した最終事業年度はありません。

令和八年二月二十六日

福岡市東区多の津一丁目一二番二号

株式会社トライアルホールディングス

代表取締役　永田　洋幸

新設分割公告

当社は、新設分割により設立する株式会社青屋（住所：東京都足立区関原三丁目二三番一六号）に対して当社の青果物その他飲食料品の販売事業に関する権利義務を承継させることにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

計算書類の公告義務はありません。

令和八年二月二十六日

東京都足立区関原三丁目二三番一六号

有限会社スワヤ

代表取締役　百瀬　裕二

新設分割公告

当社は、新設分割により新設するフクフク株式会社（住所名古屋市中区錦二丁目三番一六号）に対して当社の事業に関する権利義務を承継させることにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は左記のとおりです。

掲載紙　日刊工業新聞

掲載の日付　令和八年二月十三日

掲載頁　二十七頁

令和八年二月二十六日

静岡県浜松市天竜区二俣町二俣一二六六番地の一

株式会社イケダヤ

代表取締役　池田　勝臣

新設分割公告

当社は、新設分割により新設するトリゼンフーズエステート株式会社（住所福岡市東区箱崎ふ頭六丁目七番三号）に対して当社の不動産賃貸業に関する権利義務を承継させることにいたしましたので公告します。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、計算書類の公告義務はありません。

令和八年二月二十六日

福岡市東区箱崎ふ頭六丁目七番三号

トリゼン興産有限会社

代表取締役　河津　善博

組織変更公告

当組合は、株式会社に組織変更することにいたしました。

組織変更後の商号は、株式会社カンセイとします。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当組合の直近の貸借対照表は、当組合掲示場に掲示しております。

令和八年二月二十六日

北海道千歳市流通一丁目三番地の六

協業組合カンセイ

代表理事　曙　嘉輝

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年二月二十六日

埼玉県和光市白子三丁目一五番一五―三〇二号

ＫＰＳ合同会社

代表社員　芝田　正志

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年二月二十六日

東京都荒川区東尾久四丁目五二―一四―一〇二

合同会社ＨＯＭＥＢＯＵＮＤ

代表社員　平林　省吾

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年二月二十六日

東京都渋谷区円山町五番五号Ｎａｖｉ渋谷Ｖ三階

Ｓｙｎｔｚ合同会社

代表社員　大平　亮

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年二月二十六日

東京都中央区銀座八丁目一六番四号三階

Ａｚｕｒｅ　Ｐａｒｔｎｅｒｓ合同会社

代表社員　石井　里紗

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年二月二十六日

東京都品川区北品川三丁目三番七号ＫＳ０７０－一〇〇一

合同会社ＳＥＤＡＩ

代表社員　鈴木　渉平

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年二月二十六日

東京都福生市武蔵野台一丁目五番一七号

合同会社Ｇ１３

代表社員　竹内　莉富

組織変更公告

当社は、合同会社に組織変更することにいたしました。

効力発生日は令和八年三月三十日であり、当社の総株主の同意の取得は令和八年三月十七日を予定しております。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、確定した最終事業年度はありません。

令和八年二月二十六日

東京都港区新橋五丁目二三番七号

Ｎｅｏｅｎ Ｒｅｎｅｗａｂｌｅ Ｊａｐａｎ株式会社

代表取締役　クリストフ・デプラ・レディエ

組織変更公告

当社は、合同会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　官報

掲載の日付　令和八年一月二十七日

掲載頁　九十六頁（号外第十七号）

令和八年二月二十六日

愛知県名古屋市西区菊井二丁目六番一六号

株式会社折兼ホールディングス

代表取締役　伊藤　崇雄

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

効力発生日は令和八年三月三十日であり、組織変更後の商号は株式会社ＣＯＣＯ不動産とします。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年二月二十六日

名古屋市西区名西二丁目一〇番二号

合同会社Ｒ＆Ｋ

代表社員　杉本　憲亮

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年二月二十六日

滋賀県東近江市青野町四六〇〇番地

ＡＧＬインベストメント合同会社

代表社員　重田　泰

組織変更公告

当社は、合同会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　日刊工業新聞

掲載の日付　令和七年六月五日

掲載頁　二頁

令和八年二月二十六日

滋賀県東近江市青野町四六〇〇番地

ＳＦインベストメント株式会社

代表取締役　重田　泰

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年二月二十六日

大阪市中央区南船場二丁目四番八号

合同会社心斎橋会計

代表社員　櫛部　満徳

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年二月二十六日

福岡市中央区天神四―六―二八・いちご天神ノースビル七階

合同会社ＡＲＴ　Ｃａｐｉｔａｌ

代表社員　福田　敦子

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年二月二十六日

沖縄県那覇市銘苅二丁目三番一号四階四〇二号室

合同会社Ｒ．Ｂｅａｕｔｙ　Ｏｆｆｉｃｅ

代表社員　神谷　理恵

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を二十一億千四百四十六万七千五百十七円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　官報

掲載の日付　令和八年一月十六日

掲載頁　八十九頁（号外第九号）

令和八年二月二十六日

青森県三沢市大字三沢字下久保五九番地三八三号

株式会社ＭｉＲＥＳＳＯ

代表取締役　中道　勝

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を三億円減少し、その減少額全額を資本準備金とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は次のとおりです。

掲載紙　官報

掲載の日付　令和七年七月十六日

掲載頁　六十一頁（号外第一六三号）

令和八年二月二十六日

東京都千代田区大手町一丁目一番三号

ＦＬＥＥＴ　ＰＩＴＬＯＣＫ株式会社

代表取締役　秋元　晃嗣

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を六億一千百二万五千円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、確定した最終事業年度はありません。

令和八年二月二十六日

東京都千代田区有楽町一丁目七番一号有楽町電気ビルヂング北館八階

Ｋホールディングス株式会社

代表取締役　吉村　就太

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を千三百二十八万円減少し一億円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　官報

掲載の日付　令和七年七月二十四日

掲載頁　二二五頁（号外第一六九号）

令和八年二月二十六日

東京都千代田区丸の内一丁目六番五号

株式会社Ｐｒｏｇｍａｔ

代表取締役　齊藤　達哉

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を十三億九千二百三十万円減少し、そのうち九千九百十二万四千九百八十二円を資本準備金とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりですが、期中に資本金の額が増加し、現在資本金の額は十四億二百三十万円となっております。

掲載　官報

掲載の日付　令和七年七月十六日

掲載頁　七十三頁（号外第一六三号）

令和八年二月二十六日

東京都千代田区大手町二丁目二番一号

株式会社クリーンエナジーコネクト

代表取締役　内田　鉄平

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を三億二千三百五十万四千百六十円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

https://corp.emium.co.jp/

令和八年二月二十六日

東京都新宿区新宿一丁目三六番二号

エミウム株式会社

代表取締役　稲田　雅彦

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を二億四千九百九十四万八千円減少し、減少する資本金の額の全額を資本準備金とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　官報

掲載の日付　令和七年八月十五日

掲載頁　一二八頁（号外第一八五号）

令和八年二月二十六日

東京都港区芝浦一丁目一二番三号Ｄａｉｗａ芝浦ビル二階

株式会社ソラジマ

代表取締役　萩原鼓十郎

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を二億六千九百九十九万八千三百七十二円減少することといたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

https://bellface.co.jp

令和八年二月二十六日

東京都港区新橋六丁目一三番一〇号

ベルフェイス株式会社

代表取締役　中島　一明

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一億三千二百八十五万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、確定した最終事業年度はありません。

令和八年二月二十六日

東京都港区赤坂二丁目四番六号赤坂グリーンクロス二一階

株式会社ドルフィン・バリュー・アップ１８号

代表取締役　杉田　庸子

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を七千五百万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　日刊工業新聞

掲載の日付　令和八年二月二十六日

掲載頁　二頁

令和八年二月二十六日

東京都文京区本郷七丁目三番一号

エクセルギー・パワー・システムズ株式会社

代表取締役　三浦　大助

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を三十一億一千七百七十三万六千六百七十四円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、確定した最終事業年度はありません。

令和八年二月二十六日

東京都千代田区丸の内二丁目五番一号丸の内二丁目ビル六階

エンデバー・ユナイテッド・パートナーズ・４０株式会社

代表取締役　太田　篤史

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を千七百九十九万八千百五十四円減少し、減少額全額を資本準備金とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

https://spatial-pleasure.xyz/

令和八年二月二十六日

東京都世田谷区玉川三丁目二〇番二号マノア玉川第三ビル五〇一

株式会社Spatial Pleasure

代表取締役　鈴木　綜真

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を四億百五十五万二千円減少し一千万円とすることといたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

金融商品取引法による有価証券報告書提出済。

令和八年二月二十六日

名古屋市中村区則武一丁目一〇番六号

光フードサービス株式会社

代表取締役　大谷　光徳

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一億五千二百十八万二千七百七十六円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　官報

掲載の日付　令和八年一月二十七日

掲載頁　八十七頁（号外第十七号）

令和八年二月二十六日

名古屋市東区東桜一丁目一〇番九号

株式会社ＳＭＡＬＬ　ＷＯＲＬＤ

代表取締役　張　隆輝

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を六億五千四百二十三万四百七十九円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　官報

掲載の日付　令和八年二月三日

掲載頁　五十八頁（号外第二十四号）

令和八年二月二十六日

京都市南区久世東土川町二九七番地

エンデバー・ユナイテッド・パートナーズ・３９株式会社

代表取締役　飯塚　敏裕

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を六億七千五百九十六万円減少し百万円とすることにいたしました。

効力発生日は令和八年三月二十八日であり、株主総会の決議は令和八年二月二十五日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

https://www.nankai.co.jp/group/nms/koukoku/estadium.html

令和八年二月二十六日

大阪市中央区難波五丁目一番六〇号

ｅスタジアム株式会社

代表取締役社長　加藤　寛之

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一億七千九百万円減少し五千万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、確定した最終事業年度はありません。

令和八年二月二十六日

大阪市中央区南本町二丁目六―五ファースト船場ビル二〇一A号室

ＪＹ　ＧＲＯＵＰ株式会社

代表取締役　阿部　彦

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を二千四百五十五万円減少し一億円とし、減少額全額を資本準備金とすることにいたしました。

効力発生日は令和八年三月三十日であり、株主総会の決議は、令和八年二月十七日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

確定した最終事業年度はありません。

令和八年二月二十六日

鳥取県境港市幸神町三五三番地

ｆｒｕｃｔｕｓ２号株式会社

代表取締役　橘　芳樹

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を二百五十万円減少することにいたしました。

ただし、同時に株式の発行により増額いたしますので、効力発生後の資本金の額は同日前を下回ることはありません。そのため株主総会の決議を経ずに決定いたします。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　官報
掲載の日付　令和八年二月九日
掲載頁　五十八頁（号外第二十八号）
令和八年二月二十六日
福岡県久留米市諏訪野町二三七八番地
高橋株式会社
代表取締役　髙橋彦太郎

資本金の額の減少公告

当社は、大阪中小企業投資育成株式会社を割当先とする募集株式の発行により資本金の額が七千七百万円増加することを条件として、資本金の額を七千七百万円減少し、減少する資本金の額全額を資本準備金とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　官報
掲載の日付　令和七年六月三十日
掲載頁　一六二頁（号外第一四八号）
令和八年二月二十六日
北九州市小倉南区中曽根東一丁目三番一一号
クラレイ株式会社
代表取締役　沖　一生

準備金の額の減少公告

当社は、資本準備金の額を一億九千百十四万七千八百八十三円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

確定した最終事業年度はありません。
令和八年二月二十六日
北海道釧路市芦野四丁目一番三号
ブルーフロントホールディングス株式会社
代表取締役　工藤　健司

準備金の額の減少公告

当社は、効力発生日を令和八年三月一日とする株式交換により資本準備金の額が増加することを条件として、その増加額全額を減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　官報
掲載の日付　令和八年二月十九日
掲載頁　一一七頁（号外第三十五号）
令和八年二月二十六日
群馬県太田市東新町六八五番地
フジセン技工株式会社
代表取締役　木下不二夫

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、募集株式の発行により資本金及び資本準備金の額が増加することを条件として、資本金の額を二億五千万円、資本準備金の額を七億二千万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　日刊工業新聞
掲載の日付　令和七年七月十一日
掲載頁　六頁
令和八年二月二十六日
東京都港区港南二丁目一五番三号
ソーラーフロンティア株式会社
代表取締役　坂倉　克紀

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、募集株式の発行により資本金及び資本準備金の額が増加した場合、資本金の額を五億七千八百十六万円（ただし、募集株式の発行により同時に増加する資本金の額がこれと異なる場合は、当該金額とする。）減少し、減少後の資本金の額を五千万円とし、また、資本準備金の額を五億七千八百十六万円（ただし、募集株式の発行により同時に増加する資本準備金の額がこれと異なる場合は、当該金額とする。）減少し、減少後の資本準備金の額を零円とすることといたしました。なお、本決定により効力発生日後の資本金の額及び資本準備金の額は同日前を下回ることはございません。このため、かかる資本金の額及び資本準備金の額の減少について、株主総会の決議を経ずに決定いたしております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

金融商品取引法による有価証券報告書提出済
令和八年二月二十六日
東京都品川区大崎一丁目二〇番三号
タメニー株式会社
代表取締役　伊東　大輔

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を九億八千四百三十六万五千三百四円、資本準備金の額を七億二千九百四十三万九千百十九円減少することにいたしました。

効力発生日は令和八年三月三十一日であり、株主総会の決議は、令和八年三月三十日に予定しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

金融商品取引法による有価証券報告書提出済
令和八年二月二十六日
東京都港区浜松町二丁目二番一二号
株式会社シャノン
代表取締役　山﨑　浩史

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一億五千四百万円、資本準備金の額を一億五千九百十七万四千百二十円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　官報
掲載の日付　令和七年七月十日
掲載頁　五十九頁（号外第一五九号）
令和八年二月二十六日
東京都千代田区内幸町二丁目一番一号
Ｃａｒｂｏｎ　Ｘｔｒａｃｔ株式会社
代表取締役　森山　哲雄

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を金一億五千万円、資本準備金の額を金一億五千万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

https://www.zkai.co.jp/

令和八年二月二十六日
静岡県三島市文教町一丁目九番一一号
株式会社Ｚ会エデュース
代表取締役　野村　景子

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を三億円、資本準備金の額を一億一千万円減少し、それぞれ一億円、四億五千万円とすることにいたしました。

株主総会の決議は、令和八年二月二十三日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　官報
掲載の日付　令和七年四月九日
掲載頁　九十五頁（号外第八十号）
令和八年二月二十六日
大阪市淀川区宮原一丁目一番一号
Magnachip Semiconductor株式会社
代表取締役　金　潤鎬

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を四千五百万円、資本準備金の額を四千五百万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

https://corp.nommoc.jp
令和八年二月二十六日
福岡市博多区古門戸町三―一二―三〇一
株式会社ｎｏｍｍｏｃ
代表取締役　吉田　拓巳

基準日設定につき通知公告

当社は、令和八年三月十八日を基準日と定め、同日午前十時現在の株主名簿上の株主をもって、その所有する株式一株を十株とする株式分割により株式の割当てを受ける株主と定めましたので公告します。

令和八年二月二十六日
石川県加賀市塩屋町壱一番地一
有限会社谷口物産
代表取締役　谷口　太郎

定款変更につき通知公告

当社は、令和八年四月九日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和八年二月二十六日

仙台市宮城野区大梶一三番三〇号

株式会社加納工業所

代表取締役　福田　幸穂

定款変更につき通知公告

当社は、令和八年三月十三日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和八年二月二十六日

東京都台東区浅草橋一丁目九番一六号

株式会社アテネコーポレーション

代表取締役　石井　隆雄

定款変更につき通知公告

当社は、令和八年三月十三日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和八年二月二十六日

神奈川県平塚市中堂一八番八号E棟三階

株式会社湘南ベルマーレ

代表取締役　大多和亮介

株式併合につき株券提出公告

当社は、株式百株を一株に併合することにいたしましたので、当社の株券を所有する方は、株券提出日である令和八年三月三十一日までに当社にご提出下さい。

令和八年二月二十六日

東京都港区北青山三丁目六番七号青山パラシオタワー一一階

リージェンシー・グループ株式会社

代表取締役　沼能　功

株式等売渡請求につき株券等提出公告

当社の特別支配株主である日本曹達株式会社より株式売渡請求があり、当社はそれを承認いたしましたので、売渡請求の対象となる当社の株券を所有する方は、株券提出日である令和八年三月二十七日までに当社にご提出下さい。

令和八年二月二十六日

群馬県高崎市小八木町三一三番地

新富士化成薬株式会社

代表取締役　横田　因

合併及び合併につき株券等提出公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしましたので公告します。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

(甲)掲載　日刊工業新聞

掲載の日付　令和八年二月十日

掲載頁　三頁

(乙)掲載　官報

掲載の日付　令和八年二月十七日

掲載頁　八十七頁（号外第三十三号）

また、乙の株券を所有する方は、株券提出日である令和八年三月三十一日までに当該株券を乙にご提出ください。

令和八年二月二十六日

埼玉県川口市領家五丁目一三番三五号

(甲)株式会社城南製鋼所

代表取締役　澤　貴至

東京都港区赤坂二丁目二三番一号

(乙)株式会社アスパラントグループS

PC12号

代表取締役　中村　彰利

新規信託分割の公告

みずほ信託銀行株式会社（受託者）は、左記のとおり、令和八年三月三十一日付で左記一の信託を新規分割しますので、公告します。

この分割に対し異議のある債権者は、本公告掲載日の翌日から一箇月以内にお申し出ください。

一、従前の信託の特定

(一)信託の当事者

委託者兼受益者

東京都千代田区丸の内一丁目三番二号

受託者

東京都千代田区丸の内一丁目三番三号

みずほ信託銀行株式会社

(二)信託の年月日及び契約名称

令和六年二月二十九日付不動産管理処分信託契約書（その後の変更を含む。）

二、従前の信託において作成された財産状況開示資料等

右記一の信託についての、信託法施行規則（平成十九年法務省令第四十一号）第十七条第二号及び第三号に掲げる事項については、左記連絡先にご照会ください。

三、分割の効力が生じる日以後の従前の信託及び新たな信託財産責任負担債務の履行の見込み

いずれも履行の見込みがあるものと判断しております。その詳細については左記連絡先にご照会ください。

四、連絡先

東京都千代田区丸の内一丁目三番三号

みずほ信託銀行株式会社　不動産信託部

電話番号　〇三―四三三五―七三七二

令和八年二月二十六日

受託者　東京都千代田区丸の内一丁目三番三号　みずほ信託銀行株式会社

代表取締役社長　笹田　賢一

新規信託分割の公告

三菱UFJ信託銀行株式会社（受託者）は、左記のとおり、令和八年四月二十四日付で左記の信託を新規信託分割しますので、公告します。

この分割に対し異議のある債権者は、本公告掲載日の翌日から一箇月以内にお申し出ください。

一、従前の信託の特定

(一)信託の当事者

委託者兼受益者

東京都千代田区飯田橋三丁目一三番一号

大和ハウス工業株式会社

受託者

東京都千代田区丸の内一丁目四番五号

三菱UFJ信託銀行株式会社

(二)信託の年月日

平成三十年十二月六日

(三)契約締結日及び契約名称

平成三十年十二月六日付不動産管理処分信託契約書（その後の変更、承継等を含む。）

二、従前の信託において作成された財産状況開示資料等

右記の信託についての、信託法施行規則（平成十九年法務省令第四十一号）第十七条第二号及び第三号に掲げる事項については、左記連絡先にご照会ください。

三、分割が効力を生ずる日以後の信託及び新たな信託の信託財産責任負担債務の履行の見込み

いずれも履行の見込みがあるものと判断しております。その詳細については左記連絡先にご照会ください。

四、連絡先

東京都港区港南二丁目九番八号

三菱UFJ信託銀行株式会社

不動産管理部　カストディ営業グループ

電話番号　〇三―五四六二―三七〇八

令和八年二月二十六日

受託者

東京都千代田区丸の内一丁目四番五号

三菱UFJ信託銀行株式会社

支配人　岡本　泰典

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を四十五億七千万円減少し、二千八百万円とすることにいたしました。

効力発生日は令和八年三月三十一日であり、社員総会の決議は、令和八年二月十日に終了しております。この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表の要旨は令和七年六月十八日付官報の号外第一三五号九十四頁に掲載されています。

令和八年二月二十六日

東京都中央区日本橋一丁目四番一号

伊勢原施設開発特定目的会社

取締役　田渕　安春

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を金十億円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

http://www.asa-epn.jp/ir/00000935/6uy8/

令和八年二月二十六日

東京都港区虎ノ門三丁目二二番一〇―二〇一号

Ever Glory Propert y特定目的会社

取締役　粟国　正樹

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を金十二億一千三十万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

http://www.takanosogo.com/koukoku/0000001/mP25/

令和八年二月二十六日

東京都渋谷区円山町二〇番一号

新大宗特定目的会社

代表取締役　八木　浩史

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を金二七億三、〇四五万円減少し、金一、〇九〇万円とすることにいたしました。効力発生日は令和八年三月三十日です。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表の要旨は令和八年二月十八日付官報の号外第三十四号五十一頁に掲載されています。

令和八年二月二十六日

東京都中央区京橋二丁目一二番六号ＡＯＪ税理士法人内

グリーンフォレスト特定目的会社

取締役　出澤　貴人

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を金三十八億七百万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表及び損益計算書の開示状況は次のとおりです。

http://www.ko-koku.jp/

令和八年二月二十六日

東京都渋谷区恵比寿一丁目二〇番二号七〇四号室嶋本公認会計士事務所気付

トキワ特定目的会社

取締役　菊地　耕平

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を金九億五千百七十五万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表及び損益計算書の開示状況は次のとおりです。

http://www.ko-koku.jp/

令和八年二月二十六日

東京都渋谷区恵比寿一丁目二〇番二号七〇四号室嶋本公認会計士事務所気付

ＰＳ１特定目的会社

取締役　嶋本　泰治

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を金九億五千百七十五万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表及び損益計算書の開示状況は次のとおりです。

http://www.ko-koku.jp/

令和八年二月二十六日

東京都渋谷区恵比寿一丁目二〇番二号七〇四号室嶋本公認会計士事務所気付

ＰＳ２特定目的会社

取締役　嶋本　泰治

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を金二億千六百三十万五千円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終の貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

https://www.tokyospc.co.jp/koukoku/uitatsumi

令和八年二月二十六日

東京都港区元赤坂一丁目一番七号

ＵＩ　Ｔａｔｓｕｍｉ特定目的会社

取締役　金谷　正文

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額十五億千四百六十万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表の要旨は、令和七年三月二十八日付官報の号外第六十九号七十八頁に掲載されています。

令和八年二月二十六日

東京都千代田区丸の内一丁目一番一号

ＬＡＯ６ＪＰ特定目的会社

取締役　松澤　和浩

訂正公告

令和八年二月十八日（号外第三十四号）掲載の左記会社に係る資本金の額の減少公告中、「代表取締役　鶴山　修司」とあるは「代表取締役　松本　昌一」の誤りにつき訂正します。

令和八年二月二十六日

茨城県東茨城郡茨城町中央工業団地九番一〇

株式会社ＡＥＳＣ茨城

代表取締役　松本　昌一

訂正公告

令和八年二月十九日（号外第三十五号）掲載の株式会社立実家に係る決算公告中、住所中「㵎田亖」とあるは「㵎田亖」の誤りにつき訂正します。

令和八年二月二十六日

扱　店

取消公告

令和八年二月六日（号外第二七号）掲載のＮＥＸＣＯ中日本サービス株式会社に係る宅地建物取引業者営業保証金取りもどし公告は取消します。

令和八年二月二十六日

愛知県名古屋市中区栄二―四―一八

ＮＥＸＣＯ中日本サービス株式会社

代表取締役　伊東　要

正誤

ページ	段	行	誤	正
令和七年十一月七日（号外第二百四十六号）厚生労働省告示第二百九十一号（ボイラー構造規格等の一部を改正する告示）（原稿誤り）				
三		改正前欄二	の継目無管）	継目無管）

五ページ第二条表中改正後欄一行目の前に次を加える。

目次

第一編　第一種圧力容器構造規格

第一章・第二章　（略）

第三章　工作及び水圧試験

第一節　工作（第三十九条―第六十二条）

第二節　（略）

第四章・第五章　（略）

第二編　（略）

附則

同ページ第二条表中改正前欄一行目の前に次を加える。

目次

第一編　第一種圧力容器構造規格

第一章・第二章　（略）

第三章　工作及び水圧試験

第一節　溶接（第三十九条―第六十二条）

第二節　（略）

第四章・第五章　（略）

第二編　（略）

附則

一〇ページ第三条表中改正後欄一行目の前に次を加える。

目次

第一章　小型ボイラー構造規格

第一節・第二節　（略）

第三節　工作及び水圧試験（第十八条―第二十三条の二）

第四節・第五節　（略）

第二章　小型圧力容器構造規格（第三十三条―第四十二条）

附則

同ページ第三条表中改正前欄一行目の前に次を加える。

目次

第一章　小型ボイラー構造規格

第一節・第二節　（略）

第三節　工作及び水圧試験（第十八条―第二十三条）

第四節・第五節　（略）

第二章　小型圧力容器構造規格（第三十三条―第四十一条）

附則

一六	改正前欄備考項中終りから二	ヌーパル蹄鉤	ヌーパル蹄鉤板

令和七年十一月十日（号外第二百四十七号）厚生労働省告示第二百九十二号（医療法第三十七条第四項及び第三十八条第一項の規定に基づき厚生労働大臣が指定する供給確保医薬品及び重要供給確保医薬品）（原稿誤り）

一下	終りから一五	薬効分類が同表の投与形態	薬効分類が同表の薬効分類